

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

## 評価実施機関名

神奈川県海老名市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課健康推進係、こども育成課こども健康係、地域包括ケア推進課高齢者生きがい係
②所属長の役職名	健康推進課長、こども育成課長、地域包括ケア推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部健康推進課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)7880 同上 こども育成課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地 電話 046(235)7885 同上 地域包括ケア推進課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4951
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際は、住所を含む3情報(氏名、生年月日、性別)の情報を照会し、個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認作業を行うようにしている。そのため人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)へ、情報セキュリティに関する研修を実施している。また番号連携情報照会システムの利用は、個人番号取扱担当者に限定している。併せて、内部セキュリティ監査を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署	健康づくり課長 吉田 邦夫	健康づくり課長 栗野 茂美	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	保健福祉部 健康づくり課 予防係	保健福祉部健康推進課健康推進係、こども育成課こども健康係、地域包括ケア推進課地域包括	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	健康づくり課長 栗野 茂美	健康推進課長 小黒 毅 こども育成課長 告原 幸治	事後	
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	海老名市保健福祉部健康づくり課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番	海老名市保健福祉部健康推進課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話	事後	
平成31年1月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	健康推進課長 小黒 毅 こども育成課長 告原 幸治	健康推進課長 こども育成課長	事後	
令和4年1月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	事後	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、可及的速や
令和4年1月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、可及的速や
令和4年1月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一第10の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、可及的速や
令和4年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、可及的速や
令和4年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月25日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、可及的速や
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」	削除	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第10の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一第10の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「ワクチン接種記録システム(VRS)」 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感	削除	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	地域包括ケア推進係	高齢者生きがい係	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	電話 046(235)4950	電話 046(235)4951	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		【十分である】 住基ネット照会を行う際は、住所を含む3情報	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら		【十分である】 毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事す	事後	